

デジタル原則を踏まえた 公害防止管理者制度の見直しについて

令和6年2月20日

経済産業省 産業技術環境局

環境管理推進室

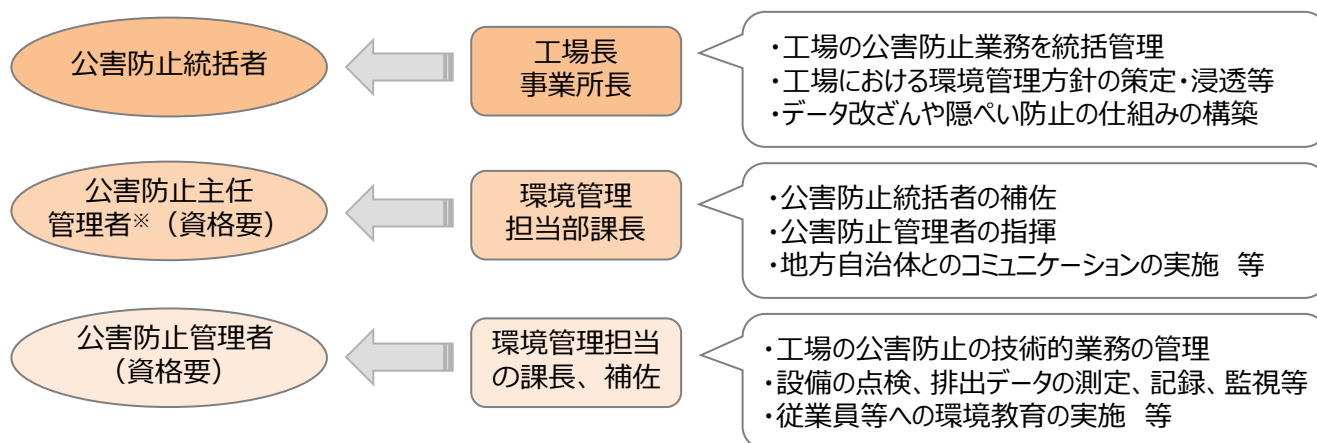
公害防止管理者制度について

- 公害防止管理者制度※とは、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、大気汚染防止法等の環境規制法により規制される特定施設を設置している工場に対し、**公害防止管理者等の選任による公害防止組織の整備や都道府県等への届出を義務付けることにより、産業公害を防止することを目的とした制度。**

※公害防止管理者及び公害防止主任管理者に必要な国家資格は、①国家試験への合格、②資格認定講習の修了のいずれかで取得可能。

- 当該制度により**工場内における公害防止管理体制が整備され、責任の明確化や規律の維持、従業員の技能・知識の向上等に寄与するため、公害防止に貢献する制度。**
- これまで必要に応じて制度の見直しを実施しており、例えば平成17年には、公害防止管理者について、一定の要件のもとで、複数工場における同一人の兼務を認めることとした。（13頁参照）

特定工場における公害防止組織



対象業種：

製造業、電気・ガス・熱供給業

特定工場区分：

大気、水質、騒音、振動、粉じん、
特定粉じん、ダイオキシン類

※公害防止主任管理者については、一定規模以上の特定工場に設置が義務付けられるため、すべての工場において選任するものではない。

デジタル原則を踏まえた公害防止管理者制度の見直し※について

- 令和4年6月、デジタル臨時行政調査会が「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定し、デジタル化を阻害するアナログ規制について、見直しの是非も含めて検討することとされた。
- 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（以下「組織整備法」という）においては、①特定工場や指定試験機関への立入検査、②公害防止主任管理者の兼務の見直しについて、令和6年6月までに検討を行うこととされた。
- これを受け、経済産業省は、「令和5年度デジタル原則を踏まえた公害防止管理者制度の見直しに向けた調査事業」を実施し、有識者や産業界、地方公共団体による検討会を設置。同検討会において、立入検査へのデジタル技術の活用可否やデジタル技術の活用等による公害防止主任管理者の選任要件の緩和について検討を行い、令和6年2月に提言（次項以降参照）が取りまとめられた。
- 取りまとめられた提言を踏まえ、公害防止管理者制度の見直しの是非を検討した結果、
 - ① 立入検査については、それを実施する行政主体が、その目的等を勘案し、業務の一部または全部について、デジタル技術を活用するか否かを選択可能とする。
 - ② 公害防止主任管理者については、平成17年の省令改正で選任を免除する要件が追加されていることや、特定工場において事故が発生した際に、組織整備法が求める役割を果たせない可能性があること等を踏まえ、今回兼務要件を緩和することは見送る。

※なお、公害防止管理者制度については、今後も社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討していく。

デジタル原則を踏まえた公害防止管理者制度の見直しについて

令和6年2月

経済産業省「令和5年度デジタル原則を踏まえた
公害防止管理者制度の見直しに向けた調査事業」検討会

- 令和4年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」※が策定され、**目視規制等のデジタル化を阻害する代表的なアナログ規制7項目**に該当する規制について見直しの是非も含めて検討することとされた。（集中改革期間：令和4年7月～令和7年6月）

（参考）代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

※ デジタル臨時行政調査会「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日）
<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee>

- **特定工場における公害防止組織の整備に関する法律**（昭和46年法律第107号。以下「組織整備法」という。）においては、立入検査と公害防止主任管理者の選任に関する下記2項目が見直し対象。

〔①立入検査においてデジタル技術の活用が可能であるか〕

目視・実地監査規制に該当

（報告及び検査）

第十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。（以下、略）

〔②デジタル技術の活用により公害防止主任管理者の複数工場における兼務が可能か〕

常駐・専任規制に該当

（公害防止主任管理者の選任）

第五条 特定事業者は、当該特定工場が政令で定める要件に該当するものであるときは、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号に規定する技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者（以下「**公害防止主任管理者**」という。）を選任しなければならない。

（公害防止主任管理者の選任）

施行規則※第八条 法第五条第一項の規定による公害防止主任管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

- 一 公害防止主任管理者を選任すべき事由が発生した日から六十日以内に選任すること。
- 二 二以上の工場について同一の公害防止主任管理者を選任してはならないこと。

※特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号。以下「施行規則」という。）

検討会概要

- 有識者、地方公共団体、産業界からなる検討会を設置し、今年度計 3 回開催した。
- 具体的には、立入検査へのデジタル技術の活用可否やデジタル技術の活用等による公害防止主任管理者の選任要件の緩和の可否を検討した。

「令和5年度デジタル原則を踏まえた公害防止管理者制度の見直しに向けた調査事業」
検討会委員 (○：委員長) (五十音順、敬称略)

氏 名		所 属
有識者	○新井 充	東京大学 名誉教授
	辰巳 憲司	タツミ企画環境浄化促進研究事務所 代表
	柳 憲一郎	明治大学 名誉教授
地方公共団体	澤田 和孝	愛知県環境局環境政策部水大気環境課 課長補佐
	中西 寛光	神戸市環境局環境保全課 課長
	向井 幹郎	新潟県環境局環境対策課環境保全係 係長
産業界	四家 豊彦	一般社団法人日本化学工業協会環境安全部 部長
	志田尾 耕三	電気事業連合会立地電源環境部 副部長
	中村 知道	一般社団法人日本鉄鋼連盟 環境保全委員会 委員
	細川 浩之	一般社団法人日本セメント協会 生産・環境部門

検討委員会の事務局は、経済産業省の請負事業の実施事業者である一般社団法人産業環境管理協会が担うとともに、経済産業省及び環境省がオブザーバーとして参加

【①立入検査におけるデジタル技術の活用】見直しの論点

- 本検討会では、以下の論点について検討を実施。
- なお、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」では、見直しの基本的な考え方が示されており、目視・実地監査規制に対しては、情報収集又はリスク評価へのデジタル技術活用について検討が求められている。

＜論点＞

1. 立入検査の実効性を損なわずに活用可能なデジタル技術は存在するか。
2. 技術が存在する場合、立入検査の趣旨を損なわず活用するために、留意すべき点はあるか。
3. 他の環境規制の運用を考慮する必要はあるか。

＜目視・実地監査規制の見直しの基本的な考え方＞ ※「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を基に作成

デジタル化深度	情報収集	リスク評価	備考
Phase 1 (現行規制維持)	人が現場に赴き実施	人による判断	例) 触診が必要なものなど、現在の技術で情報収集ができないもの
Phase 2	デジタル技術活用 (遠隔化)	人による判断	例) 太陽光発電所の月次点検を遠隔監視・遠隔測定を可能に
Phase 3	デジタル技術活用 (遠隔化)	デジタル技術活用 (AI等)	例) 橋梁、トンネルなどの道路構成施設の点検におけるAIを活用した外力性診断、3次元可視化

【①立入検査におけるデジタル技術の活用】活用可能なデジタル技術について（論点 1、2）

- 公害防止の現場で活用されているデジタル技術について事例を収集し、立入検査へのデジタル技術（オンライン会議システム、各種カメラ、ドローン等）の活用可能性について検討を実施。
- 産業界、地方自治体において、デジタル技術の活用事例はあるが、立入検査業務への活用にあたっては、確認したい箇所がチェックできない可能性や墜落等トラブル発生時の責任等の課題や懸念事項が複数あげられる。

<デジタル技術の活用事例（産業界）>

- オンライン会議システムの活用（公害防止統括者への報告等）
- WEBカメラやドローンによる遠隔監視・点検、ウェアラブルカメラによる現地情報の共有
- 環境管理データシステムの導入（測定結果のデジタル記録（欠測・改ざん防止）、RPA※による報告書作成、異常予兆の検知）
- 排出データ等の自動連続測定、異常時のアラート・自動停止・通報

※Robotic Process Automation

<デジタル技術の活用事例（地方公共団体；立入検査に係るもの）>

- 届出情報のデータベース化（電子申請、立入検査記録）
- タブレット端末の活用（現場撮影用カメラ、オンライン会議用、届出情報・関連条文参照用）
- ドローンの活用（不法投棄現場などの現状確認）

【①立入検査におけるデジタル技術の活用】他の環境規制における先行事例（論点3）

- 他法令における、立入検査（監査）へのデジタル技術導入事例としては、廃棄物処理法、電気事業法における立入検査（監査）において、オンライン会議システムを筆頭にデジタル技術を用いた検査等を容認。（実地との併用）

『デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について

（通知）』（令和5年3月31日、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長）

第2 報告及び立入検査について

（前略）立入検査は、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の処理状況や処理施設の構造、維持管理の状況等を確認し、必要な情報を把握するものである。この趣旨を踏まえると、立入検査の実施に当たっては、検査の目的や検査対象、検査場所等を踏まえて、効果的かつ適切な検査の方法で行うことが必要である。

当該検査の方法については、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、積極的にデジタル技術を活用することが推奨され、具体的な方法としては、例えば、オンライン会議システム等を活用して廃棄物の処理状況や帳簿書類の内容等を遠隔地から確認及び質疑応答を行うこと、ドローン映像により施設の構造等を確認することなどが考えられる。（後略）

『電気事業監査規程』（20150901電委第8号(令和5年6月29日改正)、電力・ガス取引監視等委員会）

（監査の実施）第7条 監査は、監査を受ける一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売電気事業者（以下「被監査事業者」という。）の営業所、事務所その他の事業場のうちいずれか一以上の箇所において実地監査の方法 又はオンライン会議システムの技術を活用する監査（以下「オンライン監査」という。）の方法により行う。ただし、時宜に応じて書面監査の方法により行うことができる。（後略）

【①立入検査におけるデジタル技術の活用】見直し方針

- 検討会における議論を通じて、立入検査へのデジタル技術活用について、以下の結論を得た。

<議論（主な意見）>

（地方公共団体及び有識者）

- 立入検査のデジタル化に伴うデメリットとして、**実地検査ができないことによる隠ぺいリスク**や、事業者から**事前に資料提供を受ける場合、事業者側の負担が増加するおそれ**等が考えられるが、選任状況の確認等の検査はデジタル技術で代用が可能である。
- デジタル技術を活用することにより、**現地へ赴く人数を減らすことができる可能性**があり、実地検査との**併用は可能**ではないか。（地方公共団体の負担軽減）
- 抜き打ち検査でないと市民の理解を得られず、デジタル技術の活用は難しい面もある。

（産業界）

- **実地検査と併用するか否かは地方公共団体がその目的に応じて選択すべきもの**であり、現時点でどちらかに寄せる必要はないのではないか。

<結論>

- 組織整備法における立入検査は、選任状況の確認など書面確認や聞き取りにより実施するものも多く、オンライン会議システムは、他の先行事例同様に活用は可能である。
- 立入検査の実施実態として、関連する公害規制※の立入検査と併せて実施することが多く、これらの法令と運用を合わせることが望ましい。

※ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法

【①立入検査におけるデジタル技術の活用】本検討会における提言

- これまでの議論を踏まえ、以下のとおり提言する。

【①立入検査においてデジタル技術の活用が可能であるか】

- ❑ 組織整備法第11条に規定される立入検査（以下「立入検査」という。）におけるデジタル技術の活用は、限られた人的リソースの有効活用という観点から相応のメリットを有するため、活用可能とすることが好ましい。
- ❑ 一方で、立入検査の実効性確保が困難な場合があることや、運用面において事業者側の負担を増大させる可能性があること、活用するデジタル技術によっては、工場内の安全性を損なうおそれがある等のデメリットも考えられるため、現時点において立入検査を全面的にデジタル化で置き換えることができないとは言えない。
- ❑ 以上の点を踏まえ、立入検査におけるデジタル技術※の活用は認めることが適当と考えられるが、活用するか否かについては、その目的や他の公害関連規制法令の運用、事業者負担等を勘案し、立入検査を実施する行政主体において、選択可能とすべき。
- ❑ 国においては、立入検査は実地検査だけではなく、デジタル技術を活用して実施することも妨げないことを、通知や「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る手引き」に明記する等、組織整備法を運用する地方公共団体に対して周知することが必要。

※なお、“立入検査において活用可能なデジタル技術”については、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において例示されているツールを参考に、そのメリット・デメリットを踏まえて検討を行った結果、オンライン会議システムを念頭に、適切に遠隔で情報を取得することが可能な技術とする。

【②公害防止主任管理者の兼務】公害防止主任管理者の概要等

- **公害防止主任管理者は要件を満たした大規模工場※¹に選任**が求められ、役割は、“公害防止統括者の補佐”と“公害防止管理者の指揮”。 ※¹ 排出ガス量4万m³/時以上かつ排出水量が1万m³/日以上
- 公害防止管理者については、平成17年に兼務要件※²が緩和され、実態上も業務を行い得る場合に広く兼務が認められた一方、公害防止主任管理者については認められていない。
（“アナログ規制（専任規制）”に該当し見直し検討が必要。）
- 公害防止主任管理者の選任が必要な**大規模工場は、全国に471工場。選任届数は約100件強/年**※³
- 公害防止管理者における兼務規定の利用状況は、新規選任者の約4%※³ ※³ 令和元年度実績

【※² 公害防止管理者の兼務要件（要約）】

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号 ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準
（平成17年3月7日 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第1号）

1. 同一社ではあるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合（第1条）※⁴

- ①兼務先工場へ2時間以内に到達できる ②同種、類似の工場又は生産工程上密接な関連がある
- ③統括者が同一又は業務規程において実施体制・指揮命令系統が定められている
- ④業務規程で、兼務する公害防止管理者の業務範囲・責任・権限、緊急時の連絡体制等が定められている
- ⑤兼務工場の公害発生状況を監視できる通信手段があること ⑥兼務工場は5つ以内

2. 親子会社等の関係にあるものが複数の工場において、同一人を選任する場合（第2条）※⁴

- ①同一敷地内に設置されていること
- ②同種、類似の工場又は生産工程上密接な関連がある
- ③会社間の契約でイ、ロを具体的かつ体系的に定められていること
イ：相互の義務・責任・連携体制 ロ：兼務公害防止管理者の業務範囲・責任・権限、指揮命令系統
- ④業務規定で、緊急時の連絡体制等業務の実施に必要な事項が定められている
- ⑤兼務工場は5つ以内

（事業協同組合等の組合員（第3条）、近隣の同業種の中小企業（第4条）に係る兼務基準は略）

※⁴ 各条ともいずれの条件も満たすことが必要

【②公害防止主任管理者の兼務】見直しの論点

- 本検討会では、「規制の一括見直しプラン」において、規制の趣旨・目的を踏まえ、**過剰規制の有無**の点検が必要とされていることから、専任※とする理由をはじめ、以下論点について検討を実施。
※専任＝職務の従事や事業所への所属等について、兼務せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求める規制
- 他法令における見直し事例についても調査した結果、浄化槽法における技術管理者では、**実質的に職務が果たし得る場合に兼務を認める**緩和が行われている。

<論点>

1. 専任とする理由はあるか。兼務を認めた場合、公害防止管理（体制整備）において弊害はないか。
2. 事業者の需要はあるか（実効性があるか）。
3. 公害防止主任管理者の兼務を認める場合の要件（適用可能なデジタル技術等）とは何か。

<浄化槽法の運用に伴う留意事項について（環循適発第2206271号、令和4年6月27日）>

1 浄化槽の維持管理体制の強化について

（7）浄化槽管理者による技術管理者の任命に当たっては、**必ずしも施設ごとの専従とするものではなく、デジタル技術等の活用を含め、実質的に施設の常時管理が果たし得る場合にあっては、複数施設における任命については差し支えないこと。**

（後略）

【②公害防止主任管理者の兼務】専任とする理由等について（論点 1）

- 公害防止管理者や先行事例（浄化槽法における技術管理者）においては、実質的に業務を行い得る場合を条件に兼務を認めている。
- こうした点を踏まえ、公害防止主任管理者の兼務を認めた場合、実質的に公害防止業務を行い得るか（弊害はないか）という観点から検討を実施。

<公害防止主任管理者等の業務（法定業務）>

	役割（法定業務）
公害防止主任管理者	大気・水質に関する技術的事項について、 <u>公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮</u> 。（法第5条）
公害防止管理者	技術的事項<大気の例（施行規則第6条第1項）> 1 使用する燃料又は原材料の検査 2 ばい煙発生施設の点検 3 ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 4 ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及びその結果の記録 5 測定機器の点検及び補修 6 事故時の措置（応急の措置に係るものに限る。）の実施 7 ばい煙に係る緊急時におけるばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他の必要な措置の実施（緊急時の措置）

<兼務の弊害>

- ・各施設の状況をすべて正確に把握することが困難（**過度な責任**）。
- ・直属の上司でない統括管理者に対して、躊躇なく意見具申できるか（**体制と社内組織規程との整合**）。
- ・複数工場で同時多発的に事故等が発生した際に、指揮を執りきれないおそれ（**事故等有事の対応に懸念**）。
- ・事故時には周辺への影響も大きく、対応が遅れることにリスク（**通常の工場より進んだ対応が必要**）。

【②公害防止主任管理者の兼務】事業者の需要及び兼務に求める要件（論点２、３）

- 公害防止主任管理者の国家試験受験者数は、近年50名程度で推移しており、**同管理者の選任が必要な特定工場数と比較しても相対的に少なく、資格者が不足しているという実態は見受けられない。**
- 先行して緩和された公害防止管理者の兼務要件をベースに、こういった要件であれば実効性を担保しつつ、兼務が可能であるかについて検討を実施。

<国家試験受験者数>

	R3	R4	R5	参考：特定工場数（令和元年度）
公害防止主任管理者	59名	45名	46名	471工場

<兼務を可能とする要件（各委員意見として）>

- ・公害防止管理者と同等の要件

（公害防止管理者の兼務要件より限定的に運用するもの）

- ・環境管理システムのような管理状況を適正に確認できる仕組み※があることを条件とする

※最新の環境データの共有、欠測防止、トレンドによる予兆確認、報告書の作成等の仕組み

- ・兼務できる工場数を制限する（5工場以下⇒2工場以下等）

（公害防止管理者の兼務要件より緩和的に運用するもの）

- ・「距離要件（2時間以内に到達）」、「兼務工場数（5以下）」の要件を撤廃

（その他）

- ・公害防止管理者、公害防止主任管理者がともに兼務とならないようにする（兼務が常態とならないよう）
- ・認める場合、同一人が複数工場で公害防止管理者と公害防止主任管理者を兼ねることについても整理すべき（現状、通知による運用で不可としている）。

【②公害防止主任管理者の兼務】見直し方針

- 検討会では、公害防止主任管理者の兼務について様々な意見があった。

（見直しが必要という意見）

- 公害防止主任管理者の兼務は認めないとされているが、公害防止管理者の兼務は認められており、制度的に疑問を感じる。
- 求められる重要な役割が、大気側と水質側の公害防止管理者の意見調整と考えるならば、複数を見られる方が多く情報も入り、水平展開などの管理もしやすく、兼務にメリット。
- 人材が減少する中、兼務は有効な手段であり、あくまで選択肢の1つとして広げたうえで、事業者が柔軟に対応できるようにしてほしい。
- 大規模な事業所ほど、本社を含めて公害防止の管理体制は整備されており公害防止主任管理者のみが対応に当たるとは考えにくいとため、兼務への影響はない。
- 公害防止主任管理者の負荷を考慮すると、公害防止管理者よりも限定的な条件を付した上で兼務を認めるべき。これで運用し、ある程度上手くいくということが証明されれば、条件を外していくことも検討すべき。

（見直しに慎重な検討が必要という意見）

- 公害防止主任管理者の資格者は充足しており、今の状況では兼務は必要ないのではないかと。
- 公害防止主任管理者は統括者の補佐であり、事故時には重要な役割を果たすことが期待されるため、その者がいないため対処ができないでは、法の目的に合致しない結果を生んでしまう。そのような事態が起こりえないとするならば、一部認めてもいいと考えるが、工場によっては追いつかないとなると兼務を認めるべきではないのではないかと。

【②公害防止主任管理者の兼務】本検討会における提言

- これまでの議論を踏まえ、以下のとおり提言する。

【②デジタル技術の活用により公害防止主任管理者の複数工場における兼務が可能か】

- ❑ 公害防止主任管理者について、実務的な観点からは、その設置が必要な工場では、工場のみならず会社全体で公害防止管理体制が整備されていると考えられ、その兼務を認めることによる影響が生じることは想定しにくいことや、今後日本で労働人口が減少することが見込まれることを踏まえれば、複数工場における兼務を認めることは、事業者に対応のメリットがあると考えられる。
- ❑ そのため、公害防止主任管理者の兼務は認め、その要件については、既に兼務が認められている公害防止管理者の兼務要件と同様にする案や、公害防止管理者よりも限定的な兼務要件として、安全性を確保できることが確認された後、その要件を徐々に緩和していく案が好ましいとの意見が多く挙げられた。
- ❑ 一方で、仮に公害防止主任管理者が事故時に不在で、適格な対処ができない事態が発生した場合には、その影響も公害防止主任管理者の選任が必要な大規模工場においては、通常の工場と比べて大きくなり、最終的には組織整備法の目的に合致しない結果を生む可能性があるため、認めるべきではないという意見もあり、そうした観点から考えれば、公害防止主任管理者の兼務を認めることについては、相当程度慎重かつ継続的な検討も必要と考えられる。